

重要事項説明書

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント用)

1 事業所の概要

事業所名	福井社包括支援センター
所在地	福井市福1丁目1710番地
事業者指定番号	1800100032
管理者	佐々木 麻衣
電話	0776-36-1246
FAX	0776-36-0156
サービス提供地域	社南・社西・社北

2 事業所の職員体制等

職 種	人 数	職 務 内 容
管 理 者(兼務)	1名	事業及び職員の管理を行います。
保健師等	2名	介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供を行います。
社会福祉士	1名	
主任介護支援専門員	1名	
地域アドバイザー	4名	地域情報の収集、地域と包括支援センターとの連絡調整を行います。

3 サービス提供時間

区 分	平 日	土曜日・日曜日	休祭日
提供時間	8:30～17:30	8:30～12:30	8:30～17:30

(注) 年末年始(12/29～1/3)及びお盆(8/13～8/15)は休業致します。

4 利用者負担金

- (1) 介護予防支援・及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担はありません。
- (2) 事業者の担当地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費(実費)の支払いが必要となります。

5 事業所のサービスの方針等

当事業所は、要支援者やその家族の相談に応じ、心身の状況、その置かれている環境、要支援者本人及びその家族の希望など、意向を把握したケアプランを作成し、サービス提供機関との連絡調整を行い、利用者本位の適切なサービス利用につなげていきます。また、地域の保健、医療、福祉サービス機関や関係市町村との連携、協力関係を強化し、利用者によりよいサービスを提供できるよう取り組みます。

6 サービス計画の作成について

サービス計画の原案作成にあたり、次の点に配慮します。

- (1) 利用者の自宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
- (2) 利用するサービス等の選択にあたっては、当該地域におけるサービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
- (3) 利用者に対してサービスの内容が特定の種類、事業者に偏るような誘導を行いません。
- (4) 利用者等が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、サービス計画書を提出し情報共有させていただきます。

7 サービスの利用にかかる留意点

サービスのご利用にあたり、次の点にご留意をお願いします。

- (1) 担当者（地域包括支援センター職員又は介護支援専門員）の連絡先等を、介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管しておくようにお願いします。
- (2) サービス計画の作成にあたり、利用者等は複数のサービス事業者等の紹介を求めることや、サービス計画原案に位置付けたサービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。
- (3) 利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当者の氏名と連絡先を入院先にお伝えください。

8 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

9 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

お客様相談・ 苦情窓口	電話番号	0 7 7 6 - 3 6 - 1 2 4 6
	FAX 番号	0 7 7 6 - 3 6 - 0 1 5 6
	相談員（責任者）	佐々木 麻衣
	対応時間	平日の 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 (土日については別途相談)

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

福井市地域包括ケア推進課 福井市大手 3 丁目 1 0 - 1 2 0 - 5 4 0 0

福井県国民健康保険団体連合会 福井市西開発 4 丁目 2 0 1 - 1 5 7 - 1 6 1 4

10 事業所の法人の概要

名称・法人種	社会福祉法人 新清会
代表者名	吉田 雅世
本社所在地	福井市引目町 2 1 - 9 - 2
電話	0 7 7 6 - 3 8 - 9 2 8 0
業務の概要	社会福祉事業

事業所全体の概要

第 1 種社会福祉事業：特別養護老人ホームの経営

第 2 種社会福祉事業：老人デイサービス・老人短期入所・老人介護支援センター・小規模多機能居宅介護支援・世代間交流事業（一時預かり）・認知症対応型共同生活介護事業の経営

公益事業：居宅介護支援事業・地域包括支援センター受託業務